

子ども・子育て支援新制度において 南相馬市が条例で定める各基準案について

意見を募集します！

国では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保及び地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした「子ども・子育て関連3法^a」を平成24年8月に制定しました。

この「子ども・子育て関連3法」に基づく子ども・子育て支援新制度が、平成27年度からスタートする予定です。

子ども・子育て支援新制度において、次に掲げる施設や事業の設備及び運営の基準等は「子ども・子育て関連3法」に基づき、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例で定めることとされており、現在、本市においても当該基準を検討しているところです。

■ 条例で定める基準

- 1 地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業）の設備及び運営に関する基準
- 2 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営に関する基準
- 3 子ども・子育て支援法により確認を受けた「特定教育・保育施設」及び「特定地域型保育事業」の運営に関する基準
- 4 子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準

*子ども・子育て支援新制度に伴う各種基準を定めるにあたりまして、多くの市民の皆様のご意見を反映させるため、広く意見を募集します。

募集期間：平成26年7月15日（火）から平成26年8月4日（月）まで

内容

1. 子ども・子育て支援新制度とは.....	2
2. 条例で定める基準とは.....	2
3. 南相馬市が定める基準について.....	2
(1) 地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の設備及び運営に関する基準.....	2
(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営に関する基準.....	3
(3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準.....	3
(4) 子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準.....	3
4. 南相馬市が定める基準案の基本的な考え方.....	4
5. 南相馬市が定める基準案について.....	4
6. 意見募集要領.....	4
(1) 募集期間.....	4
(2) 提出方法.....	4
(3) ご注意いただきたいこと.....	5
(4) お問い合わせ先.....	5

^a 「子ども・子育て支援法」、「就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」をいいます。

1.子ども・子育て支援新制度とは

子ども・子育て支援新制度は、消費税率引き上げによる財源を活用して、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進め得る仕組みを導入し、待機児童を解消するとともに、幼児教育・保育及び子育て支援の質・量を充実させようとするものです。

子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所や地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の費用の給付が「子どものための教育・保育給付」として一本化されるため、これらを利用しようとするときは、保護者は利用する子どもごとに市町村から次の区分の認定を受けることになります。

認定の種類		1号認定	2号認定	3号認定
対象となる子ども		保育を必要としない満3歳以上の幼児	保育を必要とする満3歳以上の幼児	保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
利用できるもの	認定こども園	○	○	○
	幼稚園	○	—	—
	保育所	—	○	○
	地域型保育事業	—	(△ ^b)	○

2.条例で定める基準とは

設備や運営の基準は、利用する子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するために定められた基準です。

例えば、施設に配置する施設長や直接子どもの処遇に関わる職員その他の職員の資格要件や配置基準に関する基準、保育室の床面積や給食設備などの設備に関する基準を定めます。

これらの基準を条例で定めるに当たっては、省令で定められている「従うべき基準（地域の実情に応じて上回る基準を定めることができる。）」及び「参酌すべき基準」に沿って定めることが「子ども・子育て関連3法」で義務付けられています。

3.南相馬市が定める基準について

「子ども・子育て関連3法」に基づき、省令を踏まえて定める基準は次のとおりです。

(1) 地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の設備及び運営に関する基準

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業（以下「地域型保育事業」といいます。）は、子ども・子育て支援新制度において、新たに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく南相馬市の認可事業として位置付けられることになりました（改正福祉児童法^c第34の16第1項）。

これに伴い、地域型保育事業にかかる設備及び運営の基準を定めることとなります。

子ども・子育て支援新制度における地域型保育事業の内容は次のとおりです。

- ⊕ 家庭的保育事業…南相馬市が認定した家庭的保育者の居宅等（利用定員が5人以下）で、家庭的な雰囲気の中で保育を行う事業です。
- ⊕ 小規模保育事業…保育施設（利用定員が6人以上19人以下であるもの）で保育を目的とした様々なスペースで、小規模な保育を行う事業です。
- ⊕ 居宅訪問型保育事業…乳幼児の居宅において、南相馬市が認定した家庭的保育者が保育を行う事業です。
- ⊕ 事業所内保育事業…事業主が主として従業員の仕事と育児の両立支援策として実施。従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子ども（地域枠）にも保育を提供する事業です。

^b 市町村における保育の体制の整備状況等を勘案して認められた場合に限りです。

^c 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により改正された児童福祉法

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営に関する基準

児童福祉法第6条の3に基づく事業で、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、学校の授業終了後等に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

子ども・子育て支援新制度において、設備及び運営の基準を定めることとなります（改正児童福祉法第34条の8の2第1項）。

分類	主な基準案
従事する者に関する基準	● 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項に該当する「児童の遊びを指導する者」（保育士、教諭免許を有する者等）であって、研修を受講した者とする。
員数に関する基準	● 職員は2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とする。
集団の規模に関する基準	● 児童の集団の規模はおおむね40人までとする。 ※40人を超えるクラスは、クラブの分割や複数の集団に分けた対応に努める。 ※「児童数」は「毎日利用する児童の人数」に「一般的に利用する児童の平均利用人数」を加えた数で捉える。
施設・設備に関する基準	● 専用室は児童の生活の場としての機能が十分に確保され、事業の実施時間帯を通じて専用で利用でき、面積は「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」とする。
開所日数・時間に関する基準	● 開所日数については、年間250日以上を原則とし、開所時間については、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とする。
その他の基準	● 「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「保護者・小学校等との連携性」、「事故発生時の対応」等を定める。

(3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

子ども・子育て支援新制度では、学校教育法、児童福祉法等に基づく給付を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、南相馬市が子ども・子育て支援法に基づく給付を行う対象施設・事業として「確認」することとされており、給付を受ける施設・事業は次のように分類されます。

分類	特定教育・保育施設	特定地域型保育事業
該当する施設及び事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 認定こども園 ● 幼稚園 ● 認可保育所 	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭的保育事業（保育ママ） ● 小規模保育事業 ● 居宅訪問型保育事業 ● 事業所内保育事業

これらの特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業の事業者は、南相馬市が定める運営基準を遵守しなければならないこととされています。

(4) 子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準

従来は、保育所入所申請の際に、入所判定と「保育に欠けること」の認定を同時に行っていましたが、新制度では入所判定とは独立した手続きとして「保育が必要なこと」の認定を行うこととなります。

この「保育の必要性」の認定に当たっては、客観的基準に基づき子ども1人1人につき「保育の必要性があるかどうか、保育は1日につき保育標準時間（11時間程度）か短時間（8時間程度）の利用なのか等」の認定を市町村が行い、認定証を交付することとなります。

【子ども・子育て支援法による認定区分】

保育の必要性の認定		
満3歳以上で保育が不要	1号認定	教育標準時間
満3歳以上で保育が必要	2号認定	保育短時間
		保育標準時間
満3歳未満で保育が必要	3号認定	保育短時間
		保育標準時間

※保育標準時間：11 時間程度、保育短時間：8 時間程度

4.南相馬市が定める基準案の基本的な考え方

南相馬市が条例で定める基準については、国が示している基準と本市の実情を比較検討した結果、適当であると判断し、国の基準を用いて本市の基準を定めることとします。（国の基準については、今後、政省令等の公布により修正される可能性があり、本市の基準案も若干変更することがあります。）

5.南相馬市が定める基準案について

別添「子ども・子育て支援新制度に係る基準（案）」のとおりです。

6.意見募集要領

子ども・子育て支援新制度において南相馬市が条例で定める基準案について、市民のみなさまの意見を募集します。

今後、みなさまからお寄せいただいた意見を考慮し、さらに基準案の検討を進め、条例案として南相馬市議会に提出する予定です。

(1) 募集期間

平成 26 年 7 月 15 日（火）から平成 26 年 8 月 4 日（月）まで（21 日間） ※期間内必着

(2) 提出方法

様式は自由です。住所・氏名・電話番号を明記のうえ、窓口に持参・郵便・ファックス・電子メール等でご提案ください。（法人や団体の場合は、名称・所在地・代表者名を明記してください。）。

⊕ 郵送または持参の場合

☎975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地

南相馬市教育委員会事務局幼児教育課 あて

【受付時間 8 時 30 分から 17 時 15 分（土曜日・日曜日、国民の祝日を除きます。）】

⊕ ファックスの場合

南相馬市教育委員会事務局幼児教育課 あて

FAX：0244-23-7782

⊕ 電子メールの場合

メールアドレス：vojikyoiku@city.minamisoma.lg.jp

(3) ご注意いただきたいこと

- 電話や口頭によるご意見の受付には応じかねますので、ご了承ください。ただし、障がいのある方で、上記の方法によることが困難な方につきましては、電話等による対応を行いますので、下記問い合わせ先にお問い合わせください。
- ご意見に対しての個別回答はいたしかねますので、ご了承ください。
- 氏名及び住所等の個人情報については、南相馬市個人情報保護条例の規定に基づき、厳正に取り扱います。

(4) お問い合わせ先

南相馬市教育委員会事務局幼児教育課

☎0244-24-5242 / fax 0244-23-7782 / ✉ yojikyoiiku@city.minamisoma.lg.jp

☎975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地

(参考) 本資料公表場所

1. 南相馬市教育委員会事務局幼児教育課（南相馬市原町区本町二丁目 27 番地 市役所 2 階）
2. 小高区市民福祉課、鹿島区市民福祉課
- 3 各生涯学習センター
4. 市民情報交流センター
- 5 市ホームページ